

官報 号外

平成二十年四月二十二日

○第一百六十九回 衆議院会議録 第二十三号

平成二十年四月二十二日(火曜日)

議事日程 第十三号

平成二十年四月二十二日

午後一時開議

第一 インターネット異性紹介事業を利用して

児童を誘引する行為の規制等に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、インターネット

異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規

制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題

といたします。委員長の報告を求めます。青少年問題に関する

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出

いたします。

内閣提出、観光圏の整備による観光旅客の来訪

及び滞在の促進に関する法律案、地域における歴

史的風致の維持及び向上に関する法律案、右両案

を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議

を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(河野洋平君) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(内閣提出)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 観光圏の整備による観光旅

客の来訪及び滞在の促進に関する法律案、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。国土交通委員長竹本直一君。

○議長(河野洋平君) 観光圏の整備による観光旅

客の来訪及び滞在の促進に関する法律案、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、市町村または都道府県は、国土交通大臣及び農林水産大臣が策定する基本方針に基づき、観光圏整備計画を作成することができるこ

と、

第二に、観光圏整備計画に定められた事業について国による認定制度を設け、認定を受けた事業について、関係法律の特例を定めることなどであります。

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案について申し上げます。

本案は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るための措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を策定するとともに、市町村が作成する当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画を共同で認定すること、

第二に、重要文化財等と一体となつて歴史的風致を形成している建造物について、認定を受けた計画に基づき市町村が指定して保全する制度を創設すること

などであります。

両案は、去る四月十五日本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌十六日質疑に入り、十八日質疑を終了し、本日採決いたしました結果、両案はい

ずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されま

した。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

一、去る十七日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 駐 浩君（理事萩生田光一君去る十七日理事辞任につきその補欠）

外務委員 辞任 猪口 邦子君

津村 啓介君 安次富 修君

河村たかし君 武田 良太君

大島 敦君 平口 洋君

篠田 陽介君 飯島 夕雁君

山口 泰明君 とがしきなおみ君

笠井 亮君 赤嶺 政賢君

飯島 夕雁君 亀岡 健民君

平口 洋君 亀岡 健民君

井澤 京子君 亀岡 健民君

実川 幸夫君 小里 泰弘君

萩生田光一君 越智 隆雄君

逢坂 誠二君 小里 泰弘君

谷口 和史君 越智 隆雄君

上田 勇君 石川 知裕君

上田 勇君 石川 知裕君

井澤 京子君 実川 幸夫君

小里 泰弘君 越智 隆雄君

逢坂 誠二君 谷口 和史君

上田 勇君 上田 勇君

井澤 京子君 谷口 和史君

小里 泰弘君 谷口 和史君

逢坂 誠二君 谷口 和史君

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

外務委員 辞任 猪口 邦子君

津村 啓介君 安次富 修君

河村たかし君 武田 良太君

大島 敦君 平口 洋君

篠田 陽介君 飯島 夕雁君

山口 泰明君 とがしきなおみ君

笠井 亮君 赤嶺 政賢君

飯島 夕雁君 亀岡 健民君

平口 洋君 亀岡 健民君

井澤 京子君 亀岡 健民君

実川 幸夫君 小里 泰弘君

萩生田光一君 越智 隆雄君

逢坂 誠二君 小里 泰弘君

谷口 和史君 越智 隆雄君

上田 勇君 石川 知裕君

上田 勇君 石川 知裕君

井澤 京子君 実川 幸夫君

小里 泰弘君 越智 隆雄君

逢坂 誠二君 谷口 和史君

上田 勇君 上田 勇君

井澤 京子君 谷口 和史君

小里 泰弘君 谷口 和史君

逢坂 誠二君 谷口 和史君

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

外務委員 辞任 猪口 邦子君

津村 啓介君

河村たかし君

大島 敦君

平口 洋君

篠田 陽介君

山口 泰明君

笠井 亮君

井澤 京子君

実川 幸夫君

萩生田光一君

逢坂 誠二君

谷口 和史君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

外務委員 辞任 猪口 邦子君

津村 啓介君

河村たかし君

大島 敦君

平口 洋君

篠田 陽介君

山口 泰明君

笠井 亮君

井澤 京子君

実川 幸夫君

萩生田光一君

逢坂 誠二君

谷口 和史君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

外務委員 辞任 猪口 邦子君

津村 啓介君

河村たかし君

大島 敦君

平口 洋君

篠田 陽介君

山口 泰明君

笠井 亮君

井澤 京子君

実川 幸夫君

萩生田光一君

逢坂 誠二君

谷口 和史君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

井澤 京子君

小里 泰弘君

逢坂 誠二君

上田 勇君

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号 外)

(特別委員辞任及び補欠選任)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名提出)
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名提出)
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る十八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

西本 勝子君 高鳥 修一君
石井 郁子君 吉井 英勝君
高鳥 修一君 西本 勝子君
吉井 英勝君 石井 郁子君
吉井 英勝君

（議案付託）
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（議案付託第一号）

十六年ミネアポリス及び二十二年マニケシニにおいて改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(一千九百九十四年京都、一千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシユ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

平成二十年四月二十二日 衆議院会議録第一

議長の報告

<p>衆議院議員岡本充功君提出スマートインター エンジにおける社会実験に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出歴代社会保険庁長官の退職金に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員平岡秀夫君提出国税電子申告・納税システムに関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金組織についての調査に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員山井和則君提出志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の被保険者証等に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問に対する答弁書</p> <p>いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問主意書</p> <p>提出者 岩國 哲人</p> <p>平成二十年四月八日提出 質問 第二七三号</p> <p>いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問主意書</p>	<p>いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問主意書</p> <p>道路整備事業と農道整備事業は、目的が異なることから、効率的な投資及び整備のためにには、いざれの事業によることが相応しいかどうかの検討が極めて重要なことは論を待たない。</p> <p>そして、国土交通省、農林水産省及び都道府県の当該部局の間で、調整等がなされているとのことである。</p> <p>これに関連して、問題となり得る事例が考えられるので、以下質問する。</p> <p>一 農林水産省所管の広域営農団地農道整備事業（以下、広域農道事業）により建設された高規格農道（以下、広域農道）は、非高規格農道では建設ができない一般国道と同様の道幅・付帯設備等の建設が可能である。</p> <p>この広域農道も土地改良法に基づく農業用道路（以下、農道）である以上、市町村道または都道府県道として認定されると法的地位は農道ではない（道路法第七条第一項、第八条第一項）。</p> <p>この点、「自然的、社会的、経済的諸条件を含むる道路維持管理費は、道路法に基づく一般道と、土地改良法に基づく農道とでどの程度異なつてゐるか。</p> <p>同一自治体内の同一地区に存在し、距離・道幅等構造が同等であった場合の具体的な例を、適宜数値を示してお答えいただきたい。</p> <p>右質問する。</p> <p>内閣衆質一六九第二七三号 平成二十年四月十八日</p> <p>内閣衆議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 福田 康夫</p> <p>衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問に対する別紙</p>
<p>当規模の道路が存在しているにもかかわらず市町村道や都道府県道に転換されることにつき、いかに考えるか。</p> <p>問題が生じ得ると考え、行政指導等を行った実績はあるか。</p> <p>行つたことがなければ、今後どのような実効性のある対策を考えているのか。</p> <p>二 広域農道事業の要件の一つに、「農道として実施されるものであるから、農業車が全体の過半数であること」があるが、「一般車両も通行している」とことを理由として市町村道や都道府県道に転換されることにつき、いかに考えるか。</p> <p>問題が生じ得ると考え、行政指導等を行つた実績はあるか。</p> <p>行つたことがなければ、今後どのような実効性のある対策を考えているのか。</p> <p>三 地方自治体に交付される地方交付税交付金に含まれる道路維持管理費は、道路法に基づく一般道と、土地改良法に基づく農道とでどの程度異なつてゐるか。</p> <p>ただし、農道が、農業の生産性の向上等に資することを目的として整備されるものであることからすれば、こうした目的が達成されるよう、農業上の利用にふさわしい管理がなされることが必要であると考えており、整備された農道の農道としての適正な管理について、平成九年に都道府県担当部局に対する指導を行うよう地方農政局等農道担当部局に通知したところである。</p> <p>三について</p>	<p>衆議院議員岩國哲人君提出いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問に対する別紙</p> <p>普通交付税の算定に用いる基準財政需要額は、地方行政の種類ごとに設けられた測定単位</p>

に当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額を合算して算定している。

道路法に基づく道路(以下単に「道路」という。)の維持修繕費については、道路橋りょう費用において、各地方公共団体の道路の面積を測定単位として算定している。一方、農道の維持修繕費については、主として個別算定経費以外の経費において、各地方公共団体の人口及び面積を測定単位として算定しており、農道の面積を測定単位として算定していない。

このように、道路の維持修繕費と農道の維持修繕費は算定に用いる測定単位が異なっているため、お尋ねのような比較を行うことは困難である。

平成二十年四月八日提出
質問 第二七四号

我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二二三号)を踏まえ、再質問する。

一 我が国が抱えている領土問題(以下、「領土問題」という。)は北方領土問題と竹島問題の二つであるとの認識を政府が示す一方で、実際の教育の現場で使われている教科書(以下、「教科書」という。)には、竹島問題の記述がないものもあることについて、「前回答弁書」では「文部科学省としては、我が国で現在使用されている

小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の一部の教科書について、竹島問題に係る記述がないことをもつて我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要

領に反することとなるものとは考えていない」とのみをもつて我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要

領の答弁がなされているが、右答弁は、現行の学習指導要領(以下、「要領」という。)が目指し

ていることは、「教科書はじめ教育の現場において、必ずしも竹島問題と北方領土問題の二つを両方とも取り上げる必要はなく、どちらか一つだけでも取り上げることで、「領土問題」の全体ではなく一部だけでも児童・生徒に着目させられれば良いということであると理解して良いか。確認を求める。

二 文部科学省は「要領」には反しないとの認識を示している。では竹島問題の記述がなされている教科書で学習する児童・生徒も、竹島が我が国の領土であることを知ることはできると考えるが、それだけでは、ただ単に竹島が我が国の領土であるという事実を知るだけであり、竹島は我が国の領土であるのになぜ韓国の不法支配を受けているのか、日本政府は竹島を取り戻すべくどの様な取り組みをしているのか、そもそもなぜ竹島が我が国固有の領土であるのか等、竹島問題を巡る経緯についての理解をどのように深めることができるのか。文科省の見解を示されたい。

三 竹島問題について何ら記述がなされていない教科書で学習した児童・生徒と、竹島問題についてきちんととした記述がなされている教科書で学習した児童・生徒との間には、当然竹島問題についての知識に差が生じるのではないかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では、竹島問題についての記述がある教科書とな

り、「領土問題」についての記述がなされている。では、「要領」で何らかの規定はない

一 我が国が抱えている領土問題(以下、「領土問題」という。)は北方領土問題と竹島問題の二つであるとの認識を政府が示す一方で、実際の教科書(以下、「教科書」という。)には、竹島問題の記述がないものもあることについて、「前回答弁書」では「文部科学省としては、我が国で現在使用されている

で、「小学校及び中学校の社会科の授業において使用することとされている地図帳には、北方領土も竹島も我が国の領土として記載されているところであり、これを参考することにより、竹島問題に係る記述のない教科書で教育を受けた児童生徒であっても、竹島が我が国の領土であることを知ることができるものと考えている。」との答弁がなされている。確かに、右答弁で言う、小学校や中学校等、実際の教育現場で使用される地図帳(以下、「地図帳」という。)を参照すれば、竹島問題についての記述がなされていない教科書で学習する児童・生徒も、竹島が我が国の領土であることを知ることはできる

こと、また「教科書」の中にも竹島問題についての記述がなされているものとなされていないものがあることについても、文科省は「前回答弁

書」で問題ではなく、特段の対応を行なうことは考えていないとの認識を示している。しかし、三

で指摘した点をはじめ、「要領」の中に竹島問題が明記されず、また「教科書」の中で竹島問題の記述に違いがあることは、学習をする児童・生徒の知識獲得の面からも好ましくなく、ひいては政府が目指す竹島問題の解決に対しても有益ではないと考えるところ、「要領」には北方領土問題と竹島問題の二つを明記し、また「教科書」にも全て竹島問題を明記する様、文科省として指導すべきではないのか。文科省の見解を示されたい。

八 我が国国内における「領土問題」に関する教育のあり方等について、外務省と文科省とで何らかの協議、相談はなされているか。

九 「要領」に竹島問題が明記されておらず、また「教科書」の中にも竹島問題についての記述がなされているものとなされていないものがあることについて、外務省はどのような認識を有しているか。

十 「領土問題」の交渉を直接担当するのは外務省であると承知するが、我が国国内における「領土問題」についての教育の実態が右の様に必ずしも統一されていないことは、外務省が交渉を行う上で何らかの障害となるか。

際に「教科書」を用いて児童・生徒に指導を行う教諭は、「領土問題」について十分な知識を有し、どれだけ深く理解しているか、政府、特に文科省は把握しているか。

七 「要領」の中には竹島問題が明記されていないこと、また「教科書」の中にも竹島問題についての記述がなされているものとなされていないものがあることについても、文科省は「前回答弁

書」で問題ではなく、特段の対応を行なうことは考えていないとの認識を示している。しかし、三

で指摘した点をはじめ、「要領」の中に竹島問題が明記されず、また「教科書」の中で竹島問題の記述に違いがあることは、学習をする児童・生徒の知識獲得の面からも好ましくなく、ひいては政府が目指す竹島問題の解決に対しても有益ではないと考えるところ、「要領」には北方領土問題と竹島問題の二つを明記し、また「教科書」にも全て竹島問題を明記する様、文科省として指導すべきではないのか。文科省の見解を示されたい。

八 我が国国内における「領土問題」に関する教育のあり方等について、外務省と文科省とで何らかの協議、相談はなされているか。

九 「要領」に竹島問題が明記されておらず、また「教科書」の中にも竹島問題についての記述がなされているものとなされていないものがあることについて、外務省はどのような認識を有しているか。

十 「領土問題」の交渉を直接担当るのは外務省であると承知するが、我が国国内における「領土問題」についての教育の実態が右の様に必ずしも統一されていないことは、外務省が交渉を行う上で何らかの障害となるか。

<p>十一 「領土問題」の交渉を直接担当する政府部局として、外務省は文科省に對して「要領」及び「教科書」における「領土問題」の扱いをきちんと統一する様働きかけるべきであると考えるが、外務省の見解如何。</p> <p>右質問する。</p>
<p>内閣衆質一六九第二七四号 平成二十年四月十八日</p> <p>内閣総理大臣 福田 康夫</p> <p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する再質問に対する答弁書</p> <p>について</p>

<p>文部科学省としては、各学校においては、児童生徒に我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つて、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮しつつ、創意工夫を加えた指導が行われるべきと考えており、具体的にどのような指導により、児童生徒に我が国の領域をめぐる問題に着目させるべきか等について、一概にお答えすることは困難である。</p> <p>六について</p>

<p>文部科学省としては、各都道府県教育委員会等に対して、各学校の教員に研修会等を通じて学習指導要領の内容について周知徹底を図るよう指導しており、現行の学習指導要領においては、児童生徒に我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつておらず、外務省としては、北方領土問題及び竹島問題について問題の解決のため粘り強い努力を行うという政府の考え方と矛盾する内容とはなつておらず、また、関係国と交渉等を行つ上で障害にはなつていな</p> <p>二から五までについて</p> <p>文部科学省としては、小学校及び中学校の社あることに照らして、本年三月二十八日に告示</p>

平成二十年四月八日提出 質問 第二七五号	第三回質問主意書	提出者 鈴木 宗男
<p>会科の授業において使用することとされているいずれの地図帳についても、北方領土も竹島も我が国の領土として記載されているものと承知している。また、現行の小学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十五号）では、指導計画の作成に当たっては地図帳等を活用することに配慮し、児童に国土の位置等を地図帳等を活用して調べさせること等とされ、現行の中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）では、地図帳等を活用し、我が国の国土の位置、領域の特色などを取り上げ、生徒に日本本の地域構成を大観させること等とされている。このため、文部科学省としては、当該地図帳を適切に参照することにより、竹島問題に係る記述のない教科書で教育を受けた児童生徒であつても、竹島が我が国の領土であることを知ることができるものと考えているが、一について述べたとおり、具体的にどのような指導により、児童生徒に我が国の領域をめぐる問題に着目させるべきか等について、一概にお答えすることは困難である。</p> <p>六について</p> <p>文部科学省としては、本年三月二十八日に告示された中学校学習指導要領を作成するに際し、「我が国の領域をめぐる問題」に関する政府の基本的な立場について、外務省との間でも改めて確認を行つた。</p> <p>九から十一までについて</p> <p>我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつておらず、外務省としては、北方領土問題及び竹島問題について問題の解決のため粘り強い努力を行うという政府の考え方と矛盾する内容とはなつておらず、また、関係国と交渉等を行つ上で障害にはなつていな</p>	<p>された中学校学習指導要領において、「我が国が領域をめぐる問題」のすべてを記述することなく、その一例である北方領土を例示しているところである。</p> <p>また、文部科学省としては、我が国で現在使正在用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させることが公的的とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつているものと考えており、特段の対応を行ふことは考えていない。</p> <p>八について</p> <p>文部科学省としては、本年三月二十八日に告示された中学校学習指導要領を作成するに際し、「我が国の領域をめぐる問題」に関する政府の基本的な立場について、外務省との間でも改めて確認を行つた。</p> <p>九から十一までについて</p> <p>我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつておらず、外務省としては、北方領土問題及び竹島問題について問題の解決のため粘り強い努力を行うという政府の考え方と矛盾する内容とはなつておらず、また、関係国と交渉等を行つ上で障害にはなつていな</p>	<p>れた中学校学習指導要領において、「我が国が領域をめぐる問題」のすべてを記述することなく、その一例である北方領土を例示しているところである。</p> <p>また、文部科学省としては、我が国で現在使正在用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させることが公的的とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつているものと見ており、特段の対応を行ふことは考えていない。</p> <p>八について</p> <p>文部科学省としては、本年三月二十八日に告示された中学校学習指導要領を作成するに際し、「我が国の領域をめぐる問題」に関する政府の基本的な立場について、外務省との間でも改めて確認を行つた。</p> <p>九から十一までについて</p> <p>我が国で現在使用されている小学校社会科の第五学年の教科書又は中学校社会科の地理的分野若しくは公民的分野の教科書には、竹島問題に係る記述のあるものとないものがあるが、いずれの教科書も、我が国の領域をめぐる問題に着目させること等とされている現行の学習指導要領に沿つた内容となつておらず、外務省としては、北方領土問題及び竹島問題について問題の解決のため粘り強い努力を行うという政府の考え方と矛盾する内容とはなつておらず、また、関係国と交渉等を行つ上で障害にはなつていな</p>

措置として導入したものであり、平成十九年度税制改正において、その適用期限を一年間延長したことである。平成二十年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するという政策的要請等を踏まえ、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める観点から、当該軽減税率を廃止し、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との間の損益通算の仕組みを導入することとしたところである。なお、これらを円滑に実施するため、平成二十一年及び平成十二年の二年間について一定額以下の上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等について十パーセントの税率を適用する等の特例措置を講ずることとしている。

2について
1についてで述べた平成二十一年及び平成十二年の二年間の特例措置の適用に当たっては、一定額を超える上場株式等の譲渡益又は上場株式等の配当等を有する者は、確定申告書を提出する必要があるが、これは、当該特例措置を適正に執行するために必要なものである。なお、当該特例措置においては、上場株式等の譲渡益及び配当等に係る源泉徴収税率を十パーセントとしていることから、多くの者は、源泉徴収により課税関係を終了させることができるものと考えられる。

3について
1についてで述べたように、平成二十年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するという政策的要請等を踏まえ、金融所得課税の一体化に向けた取組を進め、個人投資家がリスク資産である株式等に投資しやすい環境の整備を図る観点から、上場株式等の譲渡損

失及び上場株式等の配当等について、いずれも

株式等から生ずる所得であることに着目して、これらの間の損益通算の特例を講ずることとしたところであり、政府としては、本特例は適切な措置と考えている。

平成二十年四月九日提出
質問 第二七七号

書

国民生活センター法改正案に関する質問主意書

提出者 枝野 幸男

国民生活センター法改正案に関する質問主意書

意書

消費者紛争の迅速な解決を図る目的で、紛争解決委員会を設置するという内容の国民生活センター法の改正案が提出された。しかし、その趣旨に不明確な点がある。

従つて、次の事項について質問する。

一 消費者利益の擁護・増進を図るべき国民生活センターに設置される紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員は、消費者の立場で職務を行うのが当然である。この基本と改正案による第二十一条第四項及び第三十条第五項とは矛盾しないか。

右質問する。

内閣衆質一六九第二七七号
平成二十年四月十八日
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

〔別紙〕

衆議院議員枝野幸男君提出国民生活センター法改正案に関する質問に対する答弁書

平成二十年四月九日提出
質問 第二七八号

機関として位置付けられている。お尋ねの独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律により、「国民生活の安定及び向上に寄与する」とことを目的とし、情報力や交渉力において事業者と格差のある消費者の利益の擁護及び増進を図ることを目的とし、情報力や交渉力において事業者と格差のある消費者の利益の擁護及び増進を図ることを目的としていることは、その職務を行つたがつて、仲介委員及び仲裁委員が「中立か公正な立場において」その職務を行うことは、消費者の利益の擁護及び増進を図る機関としての立場に反するものではない。

機関として位置付けられている。お尋ねの独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律により、「国民生活の安定及び向上に寄与する」とことを目的とし、情報力や交渉力において事業者と格差のある消費者の利益の擁護及び増進を図ることを目的としていることは、その職務を行つたがつて、仲介委員及び仲裁委員が「中立か公正な立場において」その職務を行うことは、消費者の利益の擁護及び増進を図る機関としての立場に反するものではない。

平成二十年四月九日提出
質問 第二七八号

書

南水洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する再質問主意書

提出者 岡本 充功

南水洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する質問主意書

為に関する再質問主意書

南水洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一六九第二三四四号)以下「答弁書」と言う。において解明しない箇所があり再質問する。

一 平成二十年一月十五日に第二勇進丸に不法乗船した二名を船内事務室に収容したとしているが、本人の意思に反し拘束したのではないのか回答を求める。また、意に反していないとするならその根拠を求める。また、その収容時間につき回答を求める。また、逮捕との違いについて見解を求める。今回の事案では逮捕しなかつた理由について明確な回答を求める。さらに収容当時の第二勇進丸と海上保安官が乗船していた船舶の位置について安全対策上回答を差し控えるとしているが、回答するとどのような安全対策上の問題点があるのか回答を求める。人定については本人の自筆の名前で確認したとして

え難いところであるが、これらの規定は、先に述べたように、仲介委員及び仲裁委員が、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たすことが前提となつてゐる。

したがつて、仲介委員及び仲裁委員が「中立か公正な立場において」その職務を行ふことは、消费者の利益の擁護及び増進を図る機関としての立場に反するものではない。

いるが、その後、当該人物の国籍として申し出た国の在京大使館等を通じ、当該人物の存否の確認をしたのか、また、現在確認中であれば、いつまでに行うのか回答を求める。

二 この答弁書の言うところの被疑者が、身体を拘束された時から四十八時間以内に、これを検察官に送致する手続きをしなければならないが、やむを得ない事情によってこの時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を説明して、被疑者の勾留を請求することができる旨が定められているとするが、この「やむを得ない事情」にあるものはいかなるものか回答を求める。また、今回の事案のように物理的に送致できない場合は、該当しないのか見解如何。

三 平成十九年以前に他国船籍捕鯨船に対して、我が国船籍捕鯨船が受けたと同様の妨害行為が行われているのか、また、行われている場合、最後に行われたのはいつどこでどの船籍の捕鯨船に対し、どの団体が行つたと承知しているのか回答を求める。

四 今後、同様の事案があつた場合、どのような事態を想定し、これに対してもどのような措置をとることを考えているのか回答を求める。右質問する。

内閣衆質一六九第一七八号
平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岡本充功君提出南氷洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出南氷洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する再質問に対する答弁書

一について
平成二十年一月十五日に南極海で鯨類捕獲調査に従事していた第二勇進丸に不法に乗船をした二名は、本人の意思にかかわらず、船員法（昭和二十一年法律第百号）第二十七条の規定に基づき、船長の権限で一時的に船内事務室に収容されたものである。

当該二名は、不法侵入の後、豪州に引き渡されるまで、約五十五時間にわたり船内事務室に収容された。これは、シー・シェバードへの当該二名の受け入れを求める再三の呼び掛けにもかかわらず、これに応じなかつたためである。

当該收容は、船長が必要と認めるときに、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする者に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができるとする船員法第二十七条の規定に基づき行われたものであり、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十号）第二百三十三条の規定に基づく逮捕とは異なる。

当該二名については、船内では暴力行為には及ばなかつたこと、抗議文を手交することが目的であることが明らかであつたこと、さらに、引き続き想定される種々の妨害活動への対応の必要性等も考慮し、調査捕鯨への影響を最小限とする観点から、刑事訴訟法上の逮捕を行うことなく、第二勇進丸の乗組員が、豪州に引き渡したものである。

当該二名が第二勇進丸に侵入した時点における当該船舶及び海上保安官が乗船していた船舶の位置については、今後の調査捕鯨の実施の際に、新たな妨害行為を防止し安全を確保する観点から、回答を差し控えたものである。

当該二名の国籍に対する当該人物の存否の確認は現時点では行つていない。

二について
当該二名の国籍に対する当該人物の存否の確認は現時点では行つていない。

当該二名が第二勇進丸に侵入した時点における当該船舶及び海上保安官が乗船していた船舶の位置については、今後の調査捕鯨の実施の際に、新たな妨害行為を防止し安全を確保する観点から、回答を差し控えたものである。

平成二十年四月九日提出
スマートインタークエンジにおける社会実験に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

スマートインタークエンジ建設に関する地方実験に関する質問主意書

スマートインタークエンジ建設に関する地方自治体の要望は、各地より寄せられており、建設を通じ地域経済の活性化を図ることは必要と考えている。しかしながらその建設を求めるあまり、その需要を水増し利用実績で操作することはあってはならない。今般報道された福島県会津美里町の新鶴スマートインタークエンジの例を基に、その実態を解明することは重要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 國土交通省は、今後十年間で五千億円を投入して二百ヶ所の建設を目指していると承知しているが事実関係如何。また社会実験後本格導入する際は一日五百台の利用実績が必要との基準はあるのか回答を求める。またその他の基準があるのか如何。パーキングエリアやサービスエリアに試行的に設置しているスマートインターチェンジは現在何ヶ所あるのか回答を求める。

現在本格導入された三十一ヶ所のスマートインターチェンジでは新鶴と同様の水増しは無かつたと言えるのか答弁を求める。言えない場合は調査すべきと考へるが見解如何。

二 新鶴スマートインタークエンジは、平成十七年末に実験を開始し昨年四月に本格導入されたと承知している。本格導入後の新鶴スマートインターチェンジの利用実績如何。会津美里町は

三について
平成十九年以前に他国船籍の捕鯨船に対し、我が国が受けたものと同様の妨害行為が行われたわけではなく、お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。

今回の事案においては、被疑者の逮捕がなされたわけではなく、お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは困難で、制限時間を超過したことが客観的にやむを得ないかどうかによつて判断される。

今回の事案においては、被疑者の逮捕がなされたわけではなく、お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。

三について
平成十九年以前に他国船籍の捕鯨船に対し、我が国が受けたものと同様の妨害行為が行われたわけではなく、お尋ねについては、仮定の質問であることから、お答えすることは困難である。

官報 (号外)

平成十八年十二月に補正予算を組み町職員が公用車で磐越道を行し、新鶴スマートインターチェンジを通過し、一日約百回近い利用実績の水増しをしていたとの報道があるが事実関係如何。事実であるならば、この水増し実績作成に必要となつたETC使用料、ガソリン等燃料代、公用車の減価償却費、さらには人件費等の金額とその総額につき回答を求める。その中で道路特定財源からの支出分はいくらになるのか回答を求める。さらに新鶴スマートインターチェンジの設置費用負担は国、県、町それぞれいくらになるのか、加えてETC車専用出入り口と一般道までのアクセス道路の建設費用負担は国、県、町それぞれいくらとなるのか回答を求める。その中で道路特定財源からの支出分はいくらになるのか回答を求める。

三 利用実績が不自然に増加したり、減少したりしたスマートインターチェンジは、水増ししていた恐れもあると考えるが見解如何。この懸念に基づき前年同月比二割以上の利用実績増や逆に減少した試行中のスマートインターチェンジはあるのか、その全ての名称について回答を求める。さらに本格導入実施後の試行期間に比べて二割以上の利用実績減少を認める全てのスマートインターチェンジの名称につき回答を求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第二七九号

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年四月二十二日 衆議院会議録第二十三号 議長の報告

衆議院議員岡本充功君提出スマートインターチェンジにおける社会実験に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出スマートインターチェンジにおける社会実験に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省においては、平成十九年十二月七日に政府・与党で合意し、取りまとめた「道路特定財源の見直しについて」の内容を踏まえ、平成二十年度から十年間で、二百か所以上のスマートインターチェンジ(高速自動車国道法昭和三十二年法律第七十九号)第十一条の二第一項の規定に基づき連結許可を受けた同法第十一條第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条第二項第三号のETC専用施設が設置され、同号イで規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジ。以下「スマートIC」という。)を約五千億円の財源を活用して整備することを目指している。

スマートICの本格導入に際しての設置基準としては、お尋ねの「社会実験後本格導入する際は一日五百台の利用実績が必要との基準」は設けておらず、「スマートインターチェンジ(スマートIC)(SA・PA接続型)制度実施要綱」(平成十八年七月十日国道有第二十八号国土交通省道路局長通知)において、スマートICの設置により、会社(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社をいう)が支出する当該スマートICの管理

及び運営費用が、料金の増収の範囲内であること、スマートICの設置による費用対便益が一以上であること等が定められている。

平成二十年四月一日現在、パーキングエリア又はサービスエリアにおいて社会実験中(準備中の五か所を含む。)のスマートICは、十四か所である。

また、新鶴スマートIC以外の本格導入された三十か所のスマートICにおいて、社会実験期間中にETC通行車による利用交通量(以下単に「利用交通量」という。)の実績の水増しが行われたかどうかについては承知していないが、新鶴スマートICを含め本格導入された三十一か所のスマートICについて、社会実験期間と本格導入後における一日当たりの利用交通量の実績を比較した場合、いずれのスマートICにおける利用交通量も増加していることから、調査を行う必要性は認められないと考えている。

三について
お尋ねの「利用実績が不自然に増加したり、減少したりした」とは、どのような状況を指すのか必ずしも明らかではないが、通常は、季節等によって、利用交通量の実績は増減することから、利用交通量の実績の増減をもつて、利用交通量の実績の水増しがあるか否かについて、正確に把握することは困難である。

平成二十年四月一日現在、パーキングエリア又はサービスエリアにおいて社会実験中(準備中の五か所を除く。)の九か所のスマートICの中の五か所を除く。)の九か所のスマートICのうち、利用交通量の前年同月との比較が可能な一年以上継続して社会実験を行つている箇所は、南条スマートIC(仮称)のみであり、当該ICについて、社会実験期間における一日当たりの利用交通量の実績を前年同月と比較した場合、平成十八年十二月から平成十九年十月まで及び同年十二月から平成二十年一月までにおいて、利用交通量の実績が二割以上増加しており、また、利用交通量の実績が二割以上減少した期間はない。

また、御指摘の報道に係る事実関係についても承知していない。
新鶴スマートICの設置に要する費用は約八億円であり、国が道路特定財源から約三億円を、東日本高速道路株式会社が約五億円を負担している。また、新鶴スマートICまでのアクセス道路の整備等に要する費用については、会津美里町が約一億円を負担しており、そのうち、国が、道路特定財源から地方道路整備臨時交付金として約四千万円を負担している。

スマートICの本格導入に際しての設置基準としては、お尋ねの「社会実験後本格導入する際は一日五百台の利用実績が必要との基準」は設けておらず、「スマートインターチェンジ(スマートIC)(SA・PA接続型)制度実施要綱」(平成十八年七月十日国道有第二十八号国土交通省道路局長通知)において、スマートICの設置により、会社(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社をいう)が支出する当該スマートICの管理

質問 第二八〇号

特定検診・保健指導の必要性に関する再質問
主意書

提出者 岡本 充功

特定検診・保健指導の必要性に関する再質問主意書
特定検診・保健指導の必要性に関する質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一六九第二二九号)（以下「答弁書」という。）においても明らかとなつていい箇所がある。

従つて、次の事項について再質問する。

一 特定検診・保健指導を通じたメタボリックシンドローム該当者の減少が、医療費抑制に寄与すると判断した根拠につき答弁書では、将来の糖尿病等の患者を減らすものであることから医療費の適正化に資すると答弁しているが、糖尿病が減ったとしても癌等の悪性疾患等他の疾病にいずれは罹患することになり、必ずしも医療費の適正化に資するものではないと考えるが見解如何。同様に保険者が生活習慣病対策を推進すれば虚血性心疾患、脳血管疾患等の重篤な疾病を防ぐことができ、後期高齢者における医療費の適正化につながると考える根拠如何。むしろ禁煙対策を進めることの方が、医療費の適正化に資するとの報告があることを承知しているのか回答を求める。医療費の適正化を目指すのであれば、これらを採用するべきではないかと考えるが見解如何。また、今回禁煙対策を特定保健指導において保険者が推進するインセンティブを設けていない理由如何。

二 特定検診等に要する費用につき、現時点では把握していないと答弁されたが、その費用がいくらになるかが判明しなければ政策としての費用対効果が見積もれないこととなる。従つて早急に把握すべきと考えるが見解如何。また、把握していない理由について説明を求める。

三 内科学会等八学会によらず、政府としてメタ

ボリックシンドロームの診断基準について科学的知見の集積を行う考えはないのか回答を求める。また、行わない場合は特定保健指導の対象者を選定し、医療費の適正化を図るとする政策の根幹とも言える診断基準を公益性が高いとは言え、内科学会等の民間団体の診断基準にのみ依拠している理由について説明を求める。

四 小児におけるメタボリックシンドロームの診断基準が未だに確立しない中、愛知県碧南市では、小学四年生にメタボリックシンドロームの診断を行うとの報道があるが政府として承知しているのか回答を求める。診断基準も無いまま健康診断をすることは公金の無駄遣いと考えるが見解如何。現時点での小児への特定検診・保健指導は医療費の適正化の観点からその意義が不明であるだけではなく、いじめの根拠となることも考えられ、慎重な対応を求めるこことを通知するべきと考るが見解を求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第二八〇号
平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員岡本充功君提出特定検診・保健指導の必要性に関する再質問に対する答弁書

一について
御指摘の医療費の適正化は、増大する医療費について

について中長期的な観点から構造的な効率化を図ろうとするものであり、国民医療費において生活習慣病に係る医療費が大きな割合を占めるようになつてゐる状況において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)により生活習慣の改善を図ることは、生活習慣病に係る医療費の効率化が図られ、医療費の適正化に資するものであると考えている。

保険者が被保険者等に対して特定健康診査等を始めとする生活習慣病対策を推進することによって、内臓脂肪の蓄積を減少させるとともに、高血糖、高血圧、脂質異常といった危険要素を減少させることが期待できることから、その結果として虚血性心疾患等の発症を予防し、医療費の適正化を図ることができると考えている。

禁煙対策と医療費適正化に関する報告のお尋ねについては、平成十八年度の厚生労働科学研究費補助金による「喫煙と禁煙の経済影響に関する研究」(主任研究者高橋裕子)等において、一定の前提の下、喫煙の影響により医療費が増加するとの試算が行われたことは承知している。

厚生労働省においては、健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき受動喫煙防止対策や喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及等に国民運動として取り組んでいるところであり、今後とも、保険者による特定健康診査等の取組とも相まって、国民の健康の増進を図つてまいりたい。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の対象者を選定する際には、高血糖、高血圧、脂質異常に加えて、喫煙習慣を危険要素として評価しており、特定保健指導の対象者が喫煙者である場合、食生活、運動に関する指導に加えて、禁煙指導を行うこととしていることから、特定保健指導の実績の評価を通じて、お尋ねの禁煙対策の一部がインセンティブとなつてているものと考えている。

二について
御指摘の医療費適正化の政策については、中長期的な観点から取り組むものであり、特定健康診査等に要する費用について、短期的にその評価を行うことは難しいと考えている。また、特定健康診査等に要する費用については、特定健康診査等が年度単位での実施となつていてるところから、現時点で正確に把握することは困難であるが、今後、その把握に努めてまいりたい。

三について
厚生労働省においては、平成十九年度から平成二十一年度までの三年間で大規模な追跡調査によるメタボリックシンドロームの診断基準の検証等を行う研究を厚生労働科学研究費補助金により支援しており、当該研究により科学的見の集積を行つてまいりたいと考えている。

なお、先の答弁書(平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二九号。以下「先の答弁書」という。)についてでお答えしたとおり、厚生労働省において決定した特定保健指導の対象者を選定する基準は、有識者からなる「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」において検討を行つた上で決定したものである。

四について

政府としては、御指摘のような報道があつたことは承知している。

先の答弁書四についてでお答えしたとおり、地方自治体が独自に児童生徒を対象としてメタボリックシンドロームの健康診断を実施する場合には、実施主体において適切に対応べきものと考えており、お尋ねの見解については、地方自治体において、地方自治体の独自の考え方により実施する取組に対して、現時点において、政府として意見を述べることは差し控えるべきであると考えている。

平成二十年四月九日提出
質問第二八一號

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第二三四号)を踏まえ、以下質問する。

一、「政府答弁書」では、二〇〇五年三月二十四日、当時の角崎利夫在キルギス日本国大使がアカエフ前キルギス大統領と面会し、会談した(以下、「面会・会談」という)際に、日本側から角崎大使の他に在キルギス日本大使館職員一名が出席し、キルギス側からは当時のアカエフ大統領が出席したとの答弁がなされているが、「面会・会談」の際にキルギス側からはアカ

エフ氏のみが出席したのか。アカエフ氏以外にキルギス側の人間は誰も同席していなかったのか。

二、一九九九年八月にキルギスで起きた日本人鉱

山技師ら四人が誘拐された事件(以下、「日本人誘拐事件」という。)について、本年一月三十一日、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていた人物により、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとする身代金(以下、「身代金」という。)がキルギスの治安当局の人間によつて山分けされていたとの証言(以下、「証言」という。)がなされたことについて、現在外務省は「証言」の議事録(以下、「議事録」という。)の提供をキルギス国会に要請していると承知するが、二〇〇八年四月九日現在、「議事録」の提供はなされたか。

三、「政府答弁書」では「外務省として、その提供を拒否されたとの事実は確認していない。」と、「議事録」の提供をキルギス国会により拒否された事実はないといつて外務省は答弁している一方で、

二で外務省が未だ「議事録」の提供を受けていないのならば、それはなぜか。なぜ「議事録」の提供は実現しないのか。

四、今井正現沖縄大使が「日本人誘拐事件発生當時、当時の鈴木宗男内閣官房副長官に対しても、身代金」の説明をし、「身代金」支払の決裁を求めたことについて、外務省は今井氏本人に確認を取ることなく、これまでの答弁書でその様な事実は確認されていない旨の答弁をしている。

その一方で、例えば二〇〇八年二月二十九日の政府答弁書(内閣衆質一六九第九八号)では、

「先の質問主意書(平成二十年一月三十日提出質問第四〇号)が提出されてから武藤謙外務省欧

州局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行つたところ、御指摘の者から、御指摘のような事実は記憶にない旨の回答があつた。」と、

一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)が、鈴木宗男衆議院議員から殴打されれたとされる件につき、当時の浦部和好欧亜局长と鈴木宗男衆議院議員との間で交わされたやり取りについて、外務省としてきちんと浦部氏本人に確認を取り、浦部氏の回答についても明

らかにする答弁がなされている。なぜ「身代金」についても右の答弁書と同様に外務省において今井氏本人に対する確認作業が行えないのかと問うたところ、「政府答弁書」では「外務省としては、平成八年五月二十五日から同月二十七日までの日程で四島交流の枠組みで北方領土を訪問した訪問団に同行した御指摘の外務省職員が殴打されたことについては、主にその者から提出された報告書及び診断書から、そのような事実があつたと当時判断しており、御指摘の議員と局長(当時)とのやり取りについては、当該報告書及び診断書等からは明らかではなかつたので、同局長に確認したものである。」と、浦部氏については外務省として事実関係を明らかにすべく、きちんと対応した旨の答弁がなされてゐる。しかし、もう一方の今井氏への対応については、「これに対し、先の答弁書(平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一〇号)」及び二についてでお答えした理由により、御指摘の部

「身代金」支払の事実は確認されず、またアカエフ氏も当時「身代金」の支払を否定しているので、今井氏に確認する必要はないとの答弁がなされている。しかし、例えは「日本人誘拐事件」本部での支出の詳細について記録した文書(以下、「文書」という。)は、これまでの答弁書によれば既に外務省において廃棄されているとのことであり、「文書」にどの様な名称が付けられていたか、「文書」は何年間保存されていたか、「文書」に秘密指定はかけられていたのか、「文書」作成の責任者は誰であったのか等については、既に廃棄されていることから一切わからぬとの答弁がなされている。この様に、「身代金」が支払われ、それについて記録した文書がかつて外務省にあつたにしても、既に廃棄されている可能性も考えられるところ、現在外務省において保管されている文書の中に「身代金」について書かれたものがないことをもつて「身代金」を支払つたことを否定する根拠にはならず、また同時に、それをもつて今井氏に確認を取る必要はないとする根拠にもならないと考える。当方が重ねて指摘している様に、今井氏が当時当方の元を訪れ、「身代金」について説明し、支払の決裁を求めてきたことは間違いのない事実なのである。外務省が「身代金」の支払を否定するのなら、まずは今井氏本人に、「身代金」について当方に説明し決裁を求めたことはないのか確認した上で、答弁することを求め

五、先の質問主意書で、今井氏本人に確認することすら行わない外務省の対応は適切かと高村正彦外務大臣に問うたところ、「政府答弁書」では

「外務省として、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁していると認識している。」との答弁がなされているが、右答弁は、高村大臣が実際に質問に目を通した上で、高村大臣が實際に質されたものか。それとも、高村大臣までは上げられず、外務省職員によって作成された答弁か。

五で、高村大臣が實際には質問に目を通してないのならば、今井氏本人に当時の経緯について確認を取ることすらしない外務省の対応は誠実かつ適切であるか否か、高村大臣の見解を示されることを再度求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第二八一号

平成二十年四月十八日

官外(号)

衆議院議長 河野 洋平殿 福田 康夫

内閣總理大臣 福田 康夫

内閣衆質一六九第二八一号

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問に対

一について

御指摘の「面会・会談」には、アカエフ大統領(当時)以外にキルギス側の同席者はなかった。

二及び三について

平成二十年四月九日現在、キルギス共和国議会より御指摘の「議事録」の提供を受けるには

至っていないが、その理由は明らかではない。

四について

御指摘の部長(当時)に確認を行っていないのは、先の答弁書(平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一〇号)一及び二についてでお答え

した理由による。日本政府として身代金を支払っていないことは、例えば、当時の外務大臣が平成十一年十一月九日の記者会見において述べている。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出歴代社会保険

長官の退職金に関する質問に対する答弁書

三二で、天下った「歴代長官」のうち、その天下り先を既に退職した者の中で、天下り先からの退職金を受け取っている者はいるか。

四 去年十月三十一日、国民の年金記録がずさん

に管理されていた問題(以下、「年金記録問題」という。)に対する第一義的責任等を含む事実関係について検証する年金記録問題検証委員会の調査結果(以下、「調査結果」という。)が公表さ

れた。「調査結果」では「年金記録問題」を引き起

こしたことについて、「歴代長官」の責任が最も重いとされていたと承知するが、「歴代長官」が

平均して約六千二百万円もの退職金を受け取つ

ていたことは適切か。舛添要一厚生労働大臣の見解如何。

五 一の新聞報道によると、「調査結果」を受けて

「歴代長官」からは一人当たり約二百七十万円の

自主返納が行われただけであるとのことである

が、「歴代長官」に一で指摘した様に平均して約

六千二百万円もの退職金が支払われていたこと

が明らかになつた今、「年金記録問題」について

最も重い責任を負う歴代長官には、更なる自

主返納を求めるべきであると考えるが、舛添大

臣の見解如何。

右質問する。

五及び六について

歴代社会保険庁長官に対する退職手当につい

ては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法

律第八百八十二号)の規定に基づき適正に支給さ

れられたものと考えている。

五について

歴代社会保険庁長官に対する退職手当につい

てお答えしたとおり、政府としては、歴代社

会保険庁長官は、昨年十月に公表された年金記

録問題検証委員会報告書において指摘されてい

る責任の重さを十分認識し、率直な反省を行

べきであると考えているが、更に寄附を行うか

否かについても、同報告書における指摘を踏ま

え、それぞれの歴代社会保険庁長官が個人とし

て判断すべきものであると考えている。

内閣衆質一六九第二八二号

平成二十年四月十八日

衆議院議長 河野 洋平殿 福田 康夫

内閣總理大臣 福田 康夫

内閣衆質一六九第二八二号

平成二十年四月十八日

衆議院議員鈴木宗男君提出歴代社会保険

庁長官の退職金に関する質問に対する答弁書

付する。

平成二十年四月十日提出
質問 第二八三号

国税電子申告・納税システムに関する質問主
意書

提出者 平岡 秀夫

官報(号外)

国税電子申告・納税システムに関する質問 主意書	
1 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を推進する目的は何か。	e-Taxについて、国税庁は平成二十二年度までにオンライン利用率を五十%以上にする目標を掲げているが、実現可能か。
2 e-Taxについて、国税庁は平成二十二年度までにオンライン利用率を五十%以上にする目標を掲げているが、実現可能か。	平成十九年分及び二十年分のいずれかにおいてe-Taxを利用すると、最高五千円の税額控除を受けられる。しかし、e-Taxで確定申告等のデータを送るに当たって、電子証明書を使用して個人の証明をしなければならないが、このためには電子証明書を読み取らせるためのカードリーダー(三千円～四千円)を購入しパソコンに接続しなければならない。また、所轄の市町村の窓口に出向き住民基本台帳カード(ICCカード)を取得する等して、公的個人認証サービス等に基づく電子証明書を取得する必要があり、このためには地域によって各々の費用に各五百円から千円を支払わなければならぬ。税金を納める側が五千円もの金を費やすといふこのシステムについて、来年以降改善する意向はあるか。
3 について	右質問する。

衆議院議員平岡秀夫君提出国税電子申告・納税システムに関する質問に対する答弁書	
1 及び2について	I.T新改革戦略(平成十八年一月十九日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下「新戦略」という。)において、行政分野への情報通信技術の活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化等を図る旨の目標が定められており、国税庁としては、これに基づき、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」という。)の利用を推進しているところである。
3 について	このうち、新戦略におけるオンライン利用促進対象手続については、添付書類の省略、本人確認方法の簡素化、システムの改善などの具体的な改善方策等を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」(平成十八年三月三十一日財務省行政情報化推進委員会決定。以下「行動計画」という。)を策定しているところである。
4 について	e-Taxに係るオンライン利用促進対象手続きの利用率の実績については、平成十八年度は約三バーセント、平成十九年度は約十六バーセントとなっている。

5 について	国税庁としては、御指摘のオンライン利用促進対象手続に係る目標を含む新戦略及び行動計画に沿って、今後とも、利用率向上のための施策を実施してまいりたい。
6 について	衆議院議員平岡秀夫君提出国税電子申告・納税システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
7 について	衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員平岡秀夫君提出国税電子申告・納税システムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

作業が終了する時期について、お答えすることには困難であるが、できるだけ早期に作業を終えたいと考えており、その結果については、報償費の性格上、個別具体的な使途等について公表することが困難であることを考慮しつつ、現在、その公表方法等について検討中である。

平成二十年四月十日提出
質問第二八六号

志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第一三七号)を踏まえ、以下質問する。

一二〇〇三年の鹿児島県議選において中山信一氏と志布志市の運動員ら十五人を公職選挙法違反容疑で逮捕したが、後に担当警察官(以下、「担当警察官」という。)による強圧的、非人道的な取り調べが行われたことが明らかになり、全員の無罪が確定した事件(以下、「志布志事件」という。)の「担当警察官」の一人である浜田隆広氏は、容疑者となつた方々に対して容疑者の親族の名前を書いた紙を踏ませる「踏み字」と言わされる行為を強要していたことで、本年三月十八日、福岡地方裁判所において懲役十ヶ月、執行猶予三年の有罪判決を言い渡されている。その一方で、「担当警察官」の内四名(以下、「四名」という。)が二〇〇三年十月三十一日付で鹿児島

県警察より表彰を受けていたことについて、
「政府答弁書」では、「鹿児島県警察によると、
御指摘の表彰を授与された警察官は、御指摘の
行為が行われた時点では当該行為が行
われたことを知らなかつたとのことである。」と
の答弁がなされている。では、「四名」は「踏
み字」行為をいつ知つたのか明らかにされたい。
「踏み字」行為をいつ知つたのか明らかにされたい。

二 「四名」は「担当警察官」であり、その「四名」が

「志布志事件」で容疑者となつた方々に対し、
同じく「担当警察官」の一人である浜田氏が「踏
み字」行為を強要していたことを知らなかつた
というのは不自然であり、浜田氏が「踏
み字」行為を強要していた時には「四名」も「踏み字」行為
について当然知つていたものと考えるが、「四
名」が「踏み字」行為が行われた時点で「踏み字」
行為が行われていたことは知らなかつたとする
鹿児島県警の見解は真実を反映しているか。警
察庁の見解如何。

三 「政府答弁書」では、警察庁は遅くとも平成十六年四月には「踏み字」行為について鹿児島県警より報告を受けていたとの答弁がなされてい
る。また同じく「政府答弁書」によると、警察庁として、平成十九年三月八日に鹿児島県警を含む全国の都道府県警察に対して、「志布志事件」の裁判について無罪判決が言い渡され、当該判決において鹿児島県警による「志布志事件」の搜

査上の問題点が指摘されたことを踏まえた通達を出したとのことであるが、警察庁が平成十六年四月に最初に「踏み字」行為について報告を受けていることを知つたものであると想定している。この答弁がなされてい
る。しかし警察庁は、各都道府県警察を指導する立場にあるところ、警察庁として鹿児島県警に対して、「担当警察官」が「志布志事件」で容疑者とされた方々に対して謝罪を行う様、厳しく指導すべきではないのか。

意はしたか。

四 三で、平成十六年四月の時点で、警察庁が鹿児島県警に対して何の意見も伝えず、注意もしていないのならば、その理由を説明されたい。

五 警察庁は遅くとも昨年十月までに「担当警察官」の表彰について鹿児島県警から連絡を受けているながら、表彰について警察庁から鹿児島県警に意見を伝えたことはないとしているが、その理由について「政府答弁書」では「警察庁とし

ては、鹿児島県警察が御指摘の表彰の返納を受けるか否かについては、同県警察において判断すべきであると想定したため、当該表彰について同県警察に意見を伝えなかつたところである。」との答弁がなされているが、表彰を返納すべきか否かは鹿児島県警において判断されるべきものであるにしても、警察庁が最初に表彰の事実を知つた際に、警察庁として、重大な過ちを犯した「担当警察官」に対する表彰について、何らかの疑問は感じなかつたのか。

六 警察庁が「四名」の表彰を最初に知つた際に、警察庁として鹿児島県警に然るべき行政指導を行なうべきではなかつたのか。

七 「政府答弁書」では、「個別具体的な捜査に関する問題点が指摘されたことを踏まえた通達をしてどのような謝罪を行うかについては、当該捜査を行つた都道府県警察において判断すべきものであると想定している。」との答弁がなされてい
る。

二について

鹿児島県警察によると、御指摘の表彰を授与された警察官は、御指摘の「踏み字」行為が行われた後に当該行為が行われたことを知つたものであり、当該行為に関与していないとのことである。警察庁としては、御指摘の表彰を受けた警察官は、御指摘の「踏み字」行為に係る取調べを担当しておらず、御指摘の「志布志事件」の捜査全体を指揮する立場にもなかつたこと、また、御指摘の「志布志事件」の捜査には多くの警察官が従事していたことを考えると、同県警察からの報告に問題はないものと考えている。

内閣衆質一六九第一三七号

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を担当した鹿児島県警警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問に対する答弁書

連合及び各市町村にとつて膨大な負担となることが見込まれることから、当該制度の円滑な運営に支障を来さないよう、当該調査は行つておらず、お尋ねの点についてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては把握しておらず、お答えすることは困難である。

平成二十年四月十日提出
質問第二八八号

後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問主意書

厚生労働・総務両省は、平成二十年四月四日に、後期高齢者医療制度の月額保険料について、従来の国民健康保険と比較して、単身で生活する基礎年金のみの受給者（月額六万六千円）では、月額二千八百円から一千円程度へと軽減されるとの調査結果（以下「両省調査結果」と言う。）を公表したところである。この調査結果について、以下のとおり質問する。

一 両省調査結果は、全国平均であるとされている。そして、平成二十年四月八日の参議院厚生労働委員会における水田保険局長の答弁によれば、被保険者均等割二万三千円、世帯平等割二万四千円、世帯資産割一万九千円、所得割率七・三六%を算定基礎として、約八割の市町村が採用している四方式で試算したものであるとのことであるが、間違いないか。

二 一で採用された算定基礎は、平成十七年国民健康保険実態調査（以下「十七年国保調査」と言う。）の表二十二にある四方式一般被保険者算定額に近似のものではないかと思われるが、算定基礎の根拠は何か教えていただきたい。

三 十七年国保調査の表二十二を根拠として、四方式採用自治体の一般被保険者分算定額を基礎に、基礎年金のみで単身生活する高齢者の保険料を試算すれば、確かに約二千八百円となる。同じ表を根拠に、基礎年金のみで単身生活する高齢者の保険料について、三方式採用自治体の一般被保険者分算定額を基礎に試算を行えば、約千三百円となり、二方式採用自治体の一般被保険者分算定額を基礎に試算を行えば、約七百円となつたが、この計算に間違いはない。

四 もし、一で採用された算定基礎が、四方式を採用する自治体での算定額であるのならば、両省調査結果は、四方式を採用する中の市区町村における保険料の傾向を示し、被保険者ベースで見ると約五割の傾向を示すにすぎず、全国平均傾向を示すものではないと考えられるが、政府の見解はいかがか。

五 全国平均の国民健康保険料を試算するためには、十七年国保調査の表二十一の一の資料によつて、全方式の一般被保険者分算定額を算定基礎とするべきではないか。厚生労働省も、年金收入世帯の国民健康保険料について試算するに当たつて、平成十九年六月五日の「介護保険料の在り方等に関する検討会第二回」における

六 五の考えに立つと、被保険者均等割二万六千円、世帯平等割二万一千円、世帯資産割九千円、所得割率六・三八%が算定基礎となる。この算定基礎による試算では、基礎年金のみで単身生活している高齢者については、約千九百円の保険料負担となり、固定資産税を支払つておらず資産割のない場合には、約千二百円となると思われるが、間違いないか。

七 以上のように、基礎年金のみで単身生活する高齢者の方の国民健康保険料については、四方式一般被保険者算定額を基礎とすると約一千八百円、三方式一般被保険者算定額を基礎とする約千三百円、二方式一般被保険者算定額を基礎とすると約千九百円、全方式一般被保険者算定額を基礎とすると約七百円、全方式一般被保険者算定額を基礎とし、固定資産を所有しない方の場合には約千二百円となり、種々の試算が可能である。このうち、全国平均とは言えない最も高い保険料となる部分のみを取り出し、全国平均として広報することは、事実に反する広報を、政府が国民に行うこととなると考へが、政府の見解はいかがか。

八 さらに、夫婦ともに、基礎年金のみで生活する高齢者一人世帯について、一人あたりの国民健康保険料を試算すると、四方式一般被保険者算定額を基礎とすると約千七百円、三方式一般被保険者算定額を基礎とすると約千円、二方式一般被保険者算定額を基礎とすると約七百円、全方式一般被保険者算定額を基礎とすると約千三百円、全方式一般被保険者算定額を基礎とし、固定資産を所有しない方の場合は約九百円となつた。この試算に間違いはない。

九 八の試算が正しければ、夫婦で暮らす高齢者二人世帯での国民健康保険料は、後期高齢者医療制度の一人あたり約千円を下回る場合も少なくない。夫婦で生活する二人世帯も少なくないことを考えれば、二人世帯を取り上げず、比較的後期高齢者医療制度で保険料が有利となる単身生活者のみを取り上げるのは、新しい制度の有利な面のみを広報する偏った広報であると思われるが、政府の見解はいかがか。

十 政府の広報に当たつては、意図的に数値を作ることなく、事実をありのままに国民に広報するべきであると考えるが、政府の見解はいかがか。

右質問する。

内閣閣僚質一六九第一二八八号
平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について

一 お尋ねの両省調査結果とは、平成二十年四月十四日に開催された、「長寿医療制度」実施本部に厚生労働省保険局より提出された「長寿医療制度へ移行することによる保険料の変化」と題する資料（以下「保険局資料」という。）を指すものと考えられるが、保険局資料は、約八割の市町村が採用している、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の

第六条中「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加え、同条第二号中「除く。」の下に「第五号において同じ。」を加え、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を見童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 インターネット異性紹介事業の規制

第十八条中「第五十条」を「第三十一条、第三十二条」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一項を加える。

第三十六条 第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第十九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第十七条中「第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条第一項の規定による届出に関する虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第七条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
第十七条を第三十四条とする。

第十六条中「第六条」の下に「(第五号を除く。)」を加え、同条を第三十三条とする。

第十五条中「第十条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条第一項の規定による届出をしないで

二 インターネット異性紹介事業を行つた者

三 第十三条又は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者

四 第十五条を第三十二条とし、第五章中同条の前

に次の一項を加える。

五 第三十一条 第十四条又は第十五条第二項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第六章 第五章を第六章とする。

第七章 第十四条を第三十条とし、第十三条を

二十九条とする。

第八章 第十二条中「前二条に規定する」を「この法律の規定により」に改め、同条を第二十八条とする。

第九章 第十一条を削る。

第十章を第五章とする。

第十一条を削る。

第十二条中「インターネット異性紹介事業者」を

「前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者」に、「第六条各号に掲げる行為」を禁止誘引行為に改め、同条を同条第二項とし、同

条に第一項として次の一項を加える。

一 インターネット異性紹介事業者は、その行う引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する

する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の一項を加える。

一 第七条第一項の規定による届出をしないで

二 インターネット異性紹介事業を行つた者

三 第十三条又は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者

四 第十五条を第三十二条とし、第五章中同条の前

に次の一項を加える。

五 第三十一条 第十四条又は第十五条第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第六章 第五章を第六章とする。

第七章 第十四条を第三十条とし、第十三条を

二十九条とする。

第八章 第十二条中「前二条に規定する」を「この法律の規定により」に改め、同条を第二十八条とする。

第九章 第十一条を削る。

第十章を第五章とする。

第十一条を削る。

第十二条中「インターネット異性紹介事業者」を

「前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者」に、「第六条各号に掲げる行為」を禁止誘引行為に改め、同条を同条第二項とし、同

条に第一項として次の一項を加える。

一 インターネット異性紹介事業者は、その行う引行為が行われていることを知ったときは、速

当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

第十五条 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し第十三条の規定による指示又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該インターネット異性紹介事業者がその事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該处分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

(指示)

第十六条中「第六条」の下に「(第五号を除く。)」を加え、同条を第三十三条とする。

第十五条中「第十条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条第一項の規定による届出をしないで

二 インターネット異性紹介事業を行つた者

三 第十三条又は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者

四 第十五条を第三十二条とし、第五章中同条の前

に次の一項を加える。

五 第三十一条 第十四条又は第十五条第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第六章 第五章を第六章とする。

第七章 第十四条を第三十条とし、第十三条を

二十九条とする。

第八章 第十二条中「前二条に規定する」を「この法律の規定により」に改め、同条を第二十八条とする。

第九章 第十一条を削る。

第十章を第五章とする。

第十一条を削る。

第十二条中「インターネット異性紹介事業者」を

「前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者」に、「第六条各号に掲げる行為」を禁止誘引行為に改め、同条を同条第二項とし、同

条に第一項として次の一項を加える。

一 インターネット異性紹介事業者は、その行う引行為が行われていることを知ったときは、速

健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること。

二 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し前条

第一項に規定する行為をしたと認めるとき

六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずること。

第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

(報告又は資料の提出)

第十六条 公安委員会は、第七条から前条まで(第十二条第二項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(国家公安委員会への報告等)

第十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第七条の規定による届出を受けた場合

二 第十三条、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者が前項第二号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は同号に規定する处分に違反したと認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異

性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 登録誘引情報提供機関

(登録誘引情報提供機関の登録)

第十八条 インターネット異性紹介事業者による目的としてインターネット異性紹介事業を利用されて行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を収集し、これを当該インターネット異性紹介事業者に提供する業務(以下「誘引情報提供業務」という。)を行う者は、国家公安委員会の登録を受けることができる。

2 前項の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、国家公安委員会に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 国家公安委員会は、第二項の申請をした者が前項第二号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は同号に規定する处分に違反したと認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異

次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する二人以上の者が誘引情報提供業務を行うものであること。

イ 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であつて、誘引情報提供業務に通算して六月以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ハ 誘引情報提供業務を適正に行うための次に掲げる措置がとられていること。

(情報提供)

第十九条 登録誘引情報提供機関でない者は、誘引情報提供業務を行ふに際し、登録を受けてい

る旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(表示の制限)

第二十条 国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、登録誘引情

報提供機関が誘引情報提供業務を適正に行うために必要な限度において、当該登録誘引情報提供機関に対し、インターネット異性紹介事業者に係る第七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に関する情報を提供することができ

(誘引情報提供業務の方法)

第二十一条 登録誘引情報提供機関は、第十八条

第四項各号に掲げる要件及び誘引情報提供業務を適正に行うための国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により誘引情報提供業務を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第二十二条 登録誘引情報提供機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、誘引情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十三条 登録誘引情報提供機関は、誘引情報提供業務を休止し、又は廃止したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨

官報 (号外)

<p>を国家公安委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により誘引情報提供業務を廃止した旨の届出があったときは、当該登録誘引情報提供機関に係る登録は、その効力を失う。 (改善命令)</p> <p>第二十四条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が第二十一条の規定に違反していると認めるときは、当該登録誘引情報提供機関に対し、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずことができること。(登録の取消し)</p> <p>第二十五条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第十八条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第十八条第六項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第六十条 第二十六条 国家公安委員会は、誘引情報提供業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録誘引情報提供機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(公示等)</p> <p>第二十七条 国家公安委員会は、次に掲げる場合</p>	<p>には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 登録をしたとき。</p> <p>二 第二十三条第六項の規定による届出があつたとき。</p> <p>三 第二十三条第一項の規定による届出があつたとき。</p> <p>四 第二十五条の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>五 前項の規定による届出をした者は、当該インターネット異性紹介事業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公安委員会)に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>六 法人で、その役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>イ 第一号から第四号までに掲げる者 <input type="checkbox"/> 児童</p> <p>(名義貸しの禁止)</p> <p>七 第九条 第七条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもつて、他人にインターネット異性紹介事業を行わせてはならない。</p> <p>八 第九条 第七条第一項の規定による届出をした者は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>九 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定(「規制」を「禁止」に改める部分に限る)、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第二章の章名の改正規定及び第六条の改正規定(「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加える部分を除く)。</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二 附則第十条の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第一条

第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後のインターネット異性紹介事業を利用し児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「新法」という)第二条第二号に規定する

インターネット異性紹介事業を行っている者の当該事業に対する新法第七条第一項の規定の適用については、同項前段中「国家公安委員会規則」とあるのは、「インターネット異性紹介事業

を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の施行の日から起算して一月を経過する日までに、国家公安委員会規則」とす

定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における旧法第十六条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは、「第六条(第五号を除く。)」とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第三章及び第四章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条 この法律による改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「旧法」という。)の規

三十四の二 インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録

登録件数
千円
一件につき一万五

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する
行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)
第十八条第一項(登録誘引情報提供機関の登録)の登録誘
引情報提供機関の登録

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中第五十三号を第五十四号とし、第四十九号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第六章に

規定する罪

(調整規定)

第十一条 この法律の施行の日が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間に

おける暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定の適用については、新法第六章に規定する罪は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。

理由

インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等による規制の強化を行うとともに、児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨

本案は、インターネット異性紹介事業(以下「出会い系サイト」という。)の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることからがみ、出会い系サイト事業者に対する届出制の導入等による規制の強化を行うとともに、児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の目的及び要旨

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

「出会い系サイト」という。の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることからがみ、出会い系サイト事業者に対する届出制の導入等による規制の強化を行うとともに、児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 出会い系サイト事業者に対する規制の強化

(一) 出会い系サイトを行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこと。

(二) 暴力団員その他の一定の事由に該当する者は、出会い系サイトを行つてはならないこと。

(三) 都道府県公安委員会は、出会い系サイト事業者が本法の規定等に違反したと認めるときは必要な指示をし、本法に規定する罪等に当たる行為をしたと認めるときは事業の停止を命じ、欠格事由に該当することが判明したときは事業の廃止を命ずることが

四 出会い系サイト事業者は、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等が行われていることを見つたときは、速やかにその情報を公衆

一 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業	及び滞在の促進に関する事項
二 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業	要と認める事項
三 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業	画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要とする事項を定めようとするときは、当該事項に意を得なければならない。
四 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業	3 基本方針は、観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)第十一条第一項に規定する観光立国推進基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
五 前各号の事業に必要な施設の整備に関する事業	4 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
六 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業	5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
第二章 基本方針	6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
第三条 主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。	7 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村にあつては主務大臣、関係する都道府県(当該市町村と共同して当該観光圏整備計画を作成した都道府県を除く。)及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、都道府県にあつては主務大臣、関係する市町村(当該都道府県と共同して当該観光圏整備計画を作成した市町村を除く。)及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、観光圏整備計画を送付しなければならない。
一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項	8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により観光圏整備計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては市町村又は都道府県に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。
二 次条第一項に規定する観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項	9 第三項から前項までの規定は、観光圏整備計画の変更について準用する。
三 滞在促進地区に関する基本的な事項	第五条 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下「協議会」といふ。)を組織することができる。
四 観光圏整備事業に関する基本的な事項	一 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
五 関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項	又は都道府県
六 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項	二 一般社団法人、一般財團法人、特定非営利
七 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪	三 一般社団法人、一般財團法人、特定非営利

官報 (号外)

活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の観光圈整備事業の推進を図るためにふさわしい者として主務省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者ほか、観光圈整備事業を実施すると見込まれる者

四 関係する住民、学識経験者その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

五 第一項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

四 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

五 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

六 主務大臣及び都道府県は、観光圈整備計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができ

七 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(観光圈整備計画の作成等の提案)

二 観光圈整備事業を実施しようとするとする者は、当該提案に基づき観光圈整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圈整備計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(観光圈整備事業の実施)

第七条 第四条第一項の規定により観光圈整備計画が作成されたときは、観光圈整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圈整備計画に即して観光圈整備事業を実施するための計画(以下「観光圈整備実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該観光圈整備事業を実施するものとする。

二 観光圈整備実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光圈整備事業の目標及び内容(滞在促進地区において実施するものにあっては、その旨を含む。)

二 観光圈整備事業の実施時期

三 観光圈整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

一 観光圈整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 観光圈整備実施計画に定める事項が観光圈整備事業を確実に遂行するため適切なものであることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る観光圈整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 前条第二項第二号に掲げる者その他観光圈整備事業を実施しようとするとする者は、当該提案に基づき観光圈整備計画を定めたときは、遅滞なく、当該提案に係る者を有する者

二 住民その他の観光圈整備事業に関し利害関係を有する者

三 前二項の規定による提案を受けた市町村又は都道府県は、当該提案に基づき観光圈整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圈整備計画の作成又は変更をしないときは、その理由を明らかにしなければならない。

四 前二項の規定は、観光圈整備実施計画の変更道府県は、当該提案に基づき観光圈整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圈整備計画の作成又は変更をしないときは、その理由を明らかにしなければならない。

五 前二項の規定は、観光圈整備実施計画の変更是、共同して、国土交通大臣に対し、観光圈整備実施計画が観光圈の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適當なものである旨の認定を申請することができる。

第六条 観光圈整備事業を実施しようとするとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圈整備実施計画に定められた観光圈整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圈整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五 観光圈整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとすると者が旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条第一項各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確實に選任すると認められること。

四 観光圈整備実施計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村又は都道府県に通知するものとする。

五 第三項の認定を受けた者(以下「認定観光圏整備事業者」という。)は、当該認定に係る観光圏整備実施計画を変更しようとするとときは、共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

六 認定観光圏整備事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、

遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、第五項の変更の認定について準用する。

8 國土交通大臣は、第三項の認定に係る観光圈整備実施計画(第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定観光圈整備実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定観光圈整備事業者が認定観光圈整備実施計画に従つて観光圈整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例)

第九条 市町村又は都道府県が、観光圈整備計画において、第四条第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた場合において、同条第七項の規定により当該観光圈整備計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第一項の規定による活性化計画の提出があつたものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用する。

この場合において、同条第二項中「事業等」とあらば、「観光圈の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第四条第六項に規定する農山漁村交流促進事業」とする。

(認定観光圈案内所)

第十条 観光圈整備事業を実施しようとする者が、観光に関する情報提供の充実強化に関する事業であつて観光案内所を運営するものに関する事項が記載された観光圈整備実施計画について

て、第八条第三項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定観光圈整備実施計画に従つて当該事業を実施するときは、当該観光案内所の名称として、認定観光圈案内所という名称を用いることができる。

2 何人も、認定観光圈案内所でないものについて、認定観光圈案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(国際観光ホテル整備法の特例)

第十一条 観光圈整備事業を実施しようとする者であつて滞在促進地区において国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第七

条第一項に規定する登録ホテル業又は同法第八条第二項に規定する登録旅館業を営むものが、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業であつて宿泊約款の変更を伴うものに関する事項が記載された観光圈整備実施計画に従つて、認定観光圈整備実施計画に従つて観光圈内限定旅行業者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者(以下「観光圈内限定旅行業者代理業者」という。)は、営業所において、國土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

(旅行業法の特例)

第十二条 観光圈整備事業を実施しようとするとおりの者は、
1 同法第一項後段(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならぬときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十一条第一項後段(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならぬときは、これららの規定による届出をしたものとみなす。

3 旅行業法の特例

であつて滞在促進地区において旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第五項に規定する下宿営業その他の國土交通省令で定めるものを除く。)を営むもの(旅行業法第三条の登録を受けた者を除く。)が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、当該観光圈内の旅行(宿泊者の滞在の促進に資するものとして國土交通省令で定めるものに限る。)に關し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業(以下単に「旅行業」という。)の取扱いに係る契約を締結する行為を行うもの(以下「観光圈内限定旅行業者代理業」という。)に関する事項が記載された観光圈整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圈整備実施計画に従つて観光圈内限定旅行業者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

一 観光圈内限定旅行業者代理業者 旅行業法
二 観光圈内限定旅行業者代理業者以外の者前項の標識

三 旅行業法第十二条の二第一項に規定する旅行業者等(観光圈内限定旅行業者代理業者を含む。)以外の者前項の標識に類似する標識

所に、旅行業法第十二条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する観光圈内限定旅行業取扱管理者を選任することができる。この場合においては、観光圈内限定旅行業取扱管理者と同項に規定する旅行業取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

4 一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。
二 旅行業の取扱いについての國土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における旅行業務に関し旅行業法第十二条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

第十三条 観光圈整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて、観光圈内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することによ

り、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるもの(運送サービスの提供を受けることができるものという。)に係る運賃又は料金の割引を行うものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施しようとするときは、国土交通省令で定めることにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

足りる。
ときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、
その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて

(海上運送法の特例)

第十五条 観光圈整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定

（認定観光圏整備事業の実施に係る勧告等）
第十六条 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画に定められた観光圏整備事業が実施されていないと認めるときは、当該観光圏整備事業を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
市町村又は都道府県は、認定観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業（以下「認定観

に対し、認定観光圏整備実施計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定観光圏整備実施計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案をすることができる。

前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十二条第二項、道路運送法(昭和二十六年法律第八十二号)第八条第一項

送法(昭和二十六年法律第二百一十二号)第九条第
三項後段、海上運送法(昭和二十四年法律第二百
八十七号)第八条第一項後段(同法第二十三条に
おいて準用する場合を含む)又は航空法(昭和
二十七年法律第二百三十一号)第二百五条第一項
後段の規定による届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)
第十四条 観光圈整備事業を実施しようとする者

であつて道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を經營するものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運行回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圈整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の規定による届出を行わなければならないと

て海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運航回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、又は同条第二項の認可を受けなければならぬときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることとす

施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときには、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 観光圈整備事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、観光旅客の移動の

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）

第十七条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定觀光圈整備事業者に対する報告を求めることができる。

（認定觀光圈整備事業者による提案等）

第十八条 認定觀光圈整備事業者は、觀光廳長官

の配慮) 第十九条 國土交通大臣は、社會資本の整備及び
交通政策の推進に關し、基本方針に定めるところに従い、觀光圈整備事業の円滑かつ確實な実施が促進されるよう十分に配慮するものとする。

(國等の援助等)

第二十条 国及び地方公共団体は、觀光圈整備計画の達成に資するため、觀光圈整備事業を実施する者に対する必要な助言、指導その他の援助

見合函の各事項について現光旅館の來方及ぶ帶正の足達に關する法津案及び同報告書

官報(号外)

- 6 市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項に、農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の規定による活性化計画の提出があつたものとみなして、同法の交付金の交付に関する規定を適用すること。
- 7 滞在促進地区において旅館業を営むものが、認定観光圏整備実施計画に従つて、観光圏内限定旅行業者代理業を実施するときは、旅行業法に規定する旅行業者代理業の登録を受けたものとみなすこと。
- 8 國際観光ホテル整備法、道路運送法等に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めること。
- 9 認定観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業の実施を担保するために必要な国土交通大臣による勧告、報告の徵取等の規定を設けること。
- 10 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 議案の可決理由
- 観光立国実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係

平成二十年四月二十二日 衆議院会議録第二十三号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在に関する法律案及び同報告書

- 法律の特例等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 本案施行に要する経費
- 平成二十年度一般会計予算において、観光圏整備事業に係る経費二億七千九百万円が計上されている。
- 右報告する。
- 平成二十年四月二十二日
衆議院議長 河野 洋平殿
- 〔別紙〕
- 観光圏の整備による観光地相互間の回遊性の向上及び都市部と農山漁村部との交流並びに地域の特産品や伝統技術・伝統行事を活用した個性豊かな魅力ある観光地の形成が促進されるよう、関係省庁と連携して取り組むこと。
- 五 観光旅客の滞在を促進するためには魅力ある観光地の形成のみならず、休暇の取得の促進や旅行に関する費用の低廉化等の施策も必要であるため、関係省庁や産業界との密接な連携の下、これらの環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者・障害者等の移動制約者が安心して手軽に旅行をすることができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 一 本法による観光圏の整備が我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、活力ある地域社会の実現に資すべきものとして行われることを地方公共団体、民間事業者等関係者に十分周知することとともに、観光圏整備事業の推進によって自然環境や文化遺産の消失、地域における生活環境の破壊につながることのないよう、十分配慮すること。
- 二 観光圏整備計画の作成に当たって住民や学識経験者を含め観光に関する多様な主体の参加が望まれることから、観光圏整備計画を作成しようとする各地方公共団体において協議会が円滑に組織されるよう支援すること。この場合、協議会の構成について均衡の取れたものとなるよ

- う配慮すること。
- 三 認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業に対して新たな補助制度等の支援措置が講じられることにかんがみ、当該観光圏整備事業について、本法の目的とする観光立国の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現への寄与という観点から、その成果を検証し、公表すること。
- 四 観光圏の整備により、観光地相互間の回遊性の向上及び都市部と農山漁村部との交流並びに地域の特産品や伝統技術・伝統行事を活用した個性豊かな魅力ある観光地の形成が促進されるよう、関係省庁と連携して取り組むこと。
- 五 観光旅客の滞在を促進するためには魅力ある観光地の形成のみならず、休暇の取得の促進や旅行に関する費用の低廉化等の施策も必要であるため、関係省庁や産業界との密接な連携の下、これらの環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者・障害者等の移動制約者が安心して手軽に旅行をすることができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 一 本法による観光圏の整備が我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、活力ある地域社会の実現に資すべきものとして行われることを地方公共団体、民間事業者等関係者に十分周知することとともに、観光圏整備事業の推進によって自然環境や文化遺産の消失、地域における生活環境の破壊につながることのないよう、十分配慮すること。
- 二 観光圏整備計画の作成に当たって住民や学識経験者を含め観光に関する多様な主体の参加が望まれることから、観光圏整備計画を作成しようとする各地方公共団体において協議会が円滑に組織されるよう支援すること。この場合、協議会の構成について均衡の取れたものとなるよ

- う配慮すること。
- 三 認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業に対して新たな補助制度等の支援措置が講じられることにかんがみ、当該観光圏整備事業について、本法の目的とする観光立国の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現への寄与という観点から、その成果を検証し、公表すること。
- 四 観光圏の整備により、観光地相互間の回遊性の向上及び都市部と農山漁村部との交流並びに地域の特産品や伝統技術・伝統行事を活用した個性豊かな魅力ある観光地の形成が促進されるよう、関係省庁と連携して取り組むこと。
- 五 観光旅客の滞在を促進するためには魅力ある観光地の形成のみならず、休暇の取得の促進や旅行に関する費用の低廉化等の施策も必要であるため、関係省庁や産業界との密接な連携の下、これらの環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者・障害者等の移動制約者が安心して手軽に旅行をすることができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 一 本法による観光圏の整備が我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、活力ある地域社会の実現に資すべきものとして行われることを地方公共団体、民間事業者等関係者に十分周知することとともに、観光圏整備事業の推進によって自然環境や文化遺産の消失、地域における生活環境の破壊につながることのないよう、十分配慮すること。
- 二 観光圏整備計画の作成に当たって住民や学識経験者を含め観光に関する多様な主体の参加が望まれることから、観光圏整備計画を作成しようとする各地方公共団体において協議会が円滑に組織されるよう支援すること。この場合、協議会の構成について均衡の取れたものとなるよ

- う配慮すること。
- 三 認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業に対して新たな補助制度等の支援措置が講じられることにかんがみ、当該観光圏整備事業について、本法の目的とする観光立国の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現への寄与という観点から、その成果を検証し、公表すること。
- 四 観光圏の整備により、観光地相互間の回遊性の向上及び都市部と農山漁村部との交流並びに地域の特産品や伝統技術・伝統行事を活用した個性豊かな魅力ある観光地の形成が促進されるよう、関係省庁と連携して取り組むこと。
- 五 観光旅客の滞在を促進するためには魅力ある観光地の形成のみならず、休暇の取得の促進や旅行に関する費用の低廉化等の施策も必要であるため、関係省庁や産業界との密接な連携の下、これらの環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者・障害者等の移動制約者が安心して手軽に旅行をすることができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 一 本法による観光圏の整備が我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、活力ある地域社会の実現に資すべきものとして行われることを地方公共団体、民間事業者等関係者に十分周知することとともに、観光圏整備事業の推進によって自然環境や文化遺産の消失、地域における生活環境の破壊につながることのないよう、十分配慮すること。
- 二 観光圏整備計画の作成に当たって住民や学識経験者を含め観光に関する多様な主体の参加が望まれることから、観光圏整備計画を作成しようとする各地方公共団体において協議会が円滑に組織されるよう支援すること。この場合、協議会の構成について均衡の取れたものとなるよ

(定義)

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第二百九十三条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝

十四号)第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第二百九十三条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地

口 文化財保護法第二百九十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区(以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。)内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るために施設を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

(国及び地方公共団体の努力義務)

第三条 国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために、第三十一條第一項に規定する歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法(平成十六

年法律第二百十号)第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設(以下「歴史的風致維持向上施設」という。)の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 歴史的風致維持向上基本方針

第四条 主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針(以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。)を定めなければならない。

2 歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる要項を定めるものとする。

一 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項

二 重点区域の設定に関する基本的事項

三 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

四 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項

五 良好的景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

六 次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要な事項

定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。

6 計画期間

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

7 その他主務省令で定める事項

史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

八 計画期間

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

七 その他主務省令で定める事項

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

六 計画期間

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

七 その他主務省令で定める事項

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

六 計画期間

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

七 その他主務省令で定める事項

3 前項第三号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

六 計画期間

官 報 (号 外)

規定する公園施設(以下単に「公園施設」という。)の新設、増設若しくは改築であつて、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者(同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。)である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとするものに関する事項

三 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められたものの除外。以下「特定路外駐車場」という。)の整備に関する事項

四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域(以下単に「市街化調整区域」という。)内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い楼門(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)であるものに限る。)その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為(都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供す

4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号(当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下単に「指定都市」といふ。)に規定する特例市(第二十八条第二項において単に「特例市」という。)である場合にあつては、第四号を除く。)に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者(第一号、第二号及び第五号に定められた者は、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以上いる場合には、その全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合を含む。)、第六十条第三項(同法第九十条第三項において準用する場合を含む。)又は第百五

5 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号(当該市町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下単に「指定都市」といふ。)に規定する特例市(第二十八条第二項において単に「特例市」という。)である場合にあつては、第四号を除く。)に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者(第一号、第二号及び第五号に定められた者は、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以上いる場合には、その全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合を含む。)、第六十条第三項(同法第九十条第三項において準用する場合を含む。)又は第百五

6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第一百九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聽かなければならない。

7 歴史的風致維持向上計画は、当該市町村の建設に関する基本構想(地方自治法第二条第四項(同法第二百八十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する基本構想をいう。)に即するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

<p>8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。</p>	<p>下「認定市町村」という。)は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>
<p>3 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>9 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>10 主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。</p> <p>11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。</p> <p>(認定に関する処理期間)</p>	<p>第三条 第八項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)第三十四条第一項を除き、以下同じ。)を受けた歴史的風致維持向上計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第九条 主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。</p>
<p>第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならぬ。</p> <p>(認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更)</p> <p>第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村(以</p>	<p>第十一条 市町村は、歴史的風致維持向上計画及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一 当該市町村</p> <p>二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者</p> <p>三 第二十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人(次章において「支援法人」という。)</p>
<p>第十条 都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する法律案及び同報告書</p>	<p>四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者</p> <p>2 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営にながら協力しなければならない。</p> <p>第六章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置</p> <p>第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置</p> <p>第一節 歴史的風致形成建造物</p> <p>第二節 歴史的風致形成建造物の指定</p> <p>第三節 協議会</p> <p>第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間(以下「認定計画期間」という。)内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同一計画第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域(以下「認定重点区域」という。)内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財(文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。)の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物(重要文化財建造物等及び重要な伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群(同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建</p>

官 (号) 外 報

造物群をいう。第十七条第一項において同じ。)を構成している建造物を除く。)であつて、現に当該認定重点区域内における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの(これと一体となつて歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。)を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合は、その全員)及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者(当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物(以下「有形文化財等」という。)に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

第十三条 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物と

して指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者があるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合は、その全員)の同意を得て、市町村長に対して、その全員の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。

3 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物について前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

(指定の通知等)

第十四条 市町村長は、第十二条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定められたところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定められたところにより、当該標識を設置しなければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を來すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に關し設計の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定められたところにより、当該標識を設置しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 市町村長は、第三項の規定による勧告を受けた者の申出があつた場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

6 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による通知があつた

場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講すべき措置について協議を求めることができる。

(歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務)

第十六条 歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならない。

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至つたとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理

由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十

二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

(所有者の変更の場合の届出)

第十八条 歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

(台帳)

第十九条 市町村長は、歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(指定の解除)

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の微収)

第二十条 市町村長は、必要があると認めるとき

は、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、その現状について報告を求めることができる。

(管理又は修理に関する技術的指導等)

第二十一条 第十四条第一項の規定による通知(当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る)を受けた歴史的風致形成建造物(文化財保護法第二

条第一項第一号に規定する有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。)の所

有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

(農用地区域内における開発行為の許可の特例)

2 前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。

第二節 歴史的風致維持向上施設の整備

等に関する特例

(土地改良施設である農業用用排水施設の管理の特例)

第十二条 都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第

三項第一号に規定する農業用用排水施設(同号に該当するもの限る)の管理の全部又は一部を委託することができる。

2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項に規定する農業用用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。

この場合において、同条第二項中「その国営土地改良事業」とあるのは「その都道府県営土地改

良事業」と、「準拠して」とあるのは「準拠するとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第二号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設(同号イに該当するものに限る。)の管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(同号ロに該当する農業用用排水施設に係るものに限る。)が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、当該農業用用排水施設の存する農用地区域内の開発行為農業振興地域の整備に関する法律第十五條の二第一項に規定する開発行為をいう。)について、同法第十五条の二第一項の許可の申請があつたときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」とあるのは、「機能又は当該農業用用排水施設が形成

している歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第号)第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上」とする。

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限

に属する事務であつて、第五条第八項の認定を受けた町村(以下この条において「認定町村」という。)の区域内の重要な文化財建造物等に係るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととができる。

一 文化財保護法第四十三条第一項から第四項まで又は第一百一十五条第一項から第四項までの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。

二 文化財保護法第五十四条(同法第八十六条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第一百三十条(同法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)又は第一百三十二条第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調

査のため必要な措置をさせること。

2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第四項(同法第一百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定

による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするとときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十

五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該

処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、

文化財保護法第一百五十四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条第一項又は第一百三十一

条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又

はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合におい

ては、同法第一百五十五条第二項から第四項ま

での規定を準用する。

4 文化財保護法第一百八十四条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。)及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるとときは、その議決を経て、文部科学大臣に

対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第百八十四条第一項又は第一

項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができ

る。

6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教

育委員会の意見を聽かなければならぬ。

(都市公園の管理の特例等)

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかる

ず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持

又は公園施設の新設、増設若しくは改築(以下この条において「都市公園の維持等」という。)を行うことができる。

2 認定市町村は、前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行おう場合には、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行ふものとする。

4 第一項の規定により認定市町村が行う都市公園の維持等を行おう場合には、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行ふものとする。

2 認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。)を定めようとするときは、当該地

下駐車場整備計画概要について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画が駐車場法第四条

第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該占用が同法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(号外)官報 (号外)

（歴史的風致形成建造物等の管理の特例等）

認定市町村又は支援法人は、認定重

第二十七条 認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者(所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員)との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができる。

一 歴史的風致形成建造物

二 認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致

維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして主務省令で定める施設

2 支援法人が前項の規定により管理する施設内の樹木又は樹木の集団であつて、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項

の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用につい

ては、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第号)第三十四条第一

項に規定する歴史的風致維持向上支援法人をい

う。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第

八条中「所有者」とあるのは「歴史的風致維持向

上支援法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」

とする。

(市街化調整区域内における開発行為の許可の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。)は、同

法第三十四条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた

開発区域(同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。)以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第

四号に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施)

第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区(同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。)に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定市町村(指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。)の長が行うこととができる。

2 前項の規定により認定市町村の長が同項に規定する事務を行なう場合における都市緑地法の適用については、同法第四条第二項第三号口(2)中

「第十七条」とあるのは「第十七条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第号)以下「地域歴史的風致法」という。)第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第六項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項を除く。)」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県」とあるのは「地域歴史的風致法第七条第一項に規定する認定市町村(以下単に「認定市町村」という。)」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、同法第十七条第二項中「市町村又は第六十八条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同法第三項中「市町村又は前項」とあるのは「前項」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第十七条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第十七条」と、「買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

(電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例)

第三十条 第五条第三項第五号に掲げる事項が記

載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「安

全かつ円滑な」とあるのは「安全な」と、「図る」とあるのは図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十一年法律第

号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画(以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。)に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「次項の規定による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載した」とする。

第五章 歴史的風致維持向上地区計画
(歴史的風致維持向上地区計画)

第三十一条 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るために、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の整備(既存の建築物等の用途を変更して当該歴史的風致にふさわしい用途の建築物等とすること

号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画(以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。)に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「次項の規定による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載した」とする。

2 歴史的風致維持向上地区計画について、都

市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

二 当該区域の土地利用に関する基本方針

三 当該区域の整備及び保全に関する方針

四 主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四条第六項に規

一 現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつたり、又は行われることが確実であると認められる土地の区域であること。

二 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を來し、又は来るおそれがあると認められる土地の区域であること。

三 当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。

四 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域であること。

定する都市計画施設(次条において単に「都市計画施設」という。)を除く。以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。)

前項第二号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

1 次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項

イ 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を中心とする目的とする店舗

ロ 地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ハ 地域の伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を主たる目的とする工場

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。次条において同じ。)における工作物建築物を除く。次条において同じ。)の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物等の緑化率(都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。)の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めた目的とする展示場、博物館又は美術館本その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定める建築物等

三 前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項

三 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に

関する事項で政令で定めるもの

歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られる

ように定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地

域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を来さないように定めること。

二 地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 歴史的風致維持向上地区整備計画における事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。

6 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画の区

域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができない特別の事

情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるに要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、

当該歴史的風致維持向上地区整備計画をも都市計画に定めなければならない。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する歴史的風致維持向

上地区整備計画）

第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を

おいては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を

備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められ

るときは、壁面の位置の制限（道路（都市計画施設又は地区施設である計画道路を含む。）に面す

る壁面の位置の制限を含むものに限る。）、壁面

後退区域における工作物の設置の制限（当該壁

面後退区域において連続的に有効な空地を確保

するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定める

ものとする。

（行為の届出及び勧告等）

第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域

（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められ

ている区域に限る。）内において、土地の区画形

質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その

他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土

交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を

変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交

通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた

出があつた場合において、その届出に係る行為が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

この場合において、地域における歴史的風致維持向上地区整備計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置の維持及び向上を図るため必要があると認められるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。

第六章 歴史的風致維持向上支援法人

（歴史的風致維持向上支援法人の指定）

第三十四条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定

非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向

上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつた

官報(号外)

<p>ときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(支援法人の業務)</p> <p>第三十五条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。</p> <p>三 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有效地に利用できる土地であつて政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>四 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第二十二条第一項に規定する農業用排水施設又は第二十七条第一項に規定する施設の管理を行うこと。</p> <p>六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な業務を行うこと。</p>	<p>(監督等)</p> <p>第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めたときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>(情報の提供等)</p> <p>第三十七条 国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。</p> <p>(主務大臣及び主務省令)</p> <p>第三十八条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。</p> <p>2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令</p>	<p>第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めたときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(調整規定)</p> <p>第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第48号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財團法人」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とする。</p> <p>(検討)</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(屋外広告物法の一部改正)</p> <p>第四条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一十五条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行過料に処する。</p> <p>一 第十五条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行過料に処する。</p> <p>2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令</p>	<p>第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めたときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

第六六八条の三に次の一項を加える。
9 歴史的風致維持向上地区整備計画が定められてい

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案及び同報告書

る

の下に「同項の許可の権限を有する者に」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「者」に改め。

N₆

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二

第二条第三十三号を同条第三十五号とし、同条第三十号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十九号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改

め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十八号を同条第三十号とし、同条第二十七号中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八 歷史的風致維持向上地区整備計畫

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第三十一号)。

条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致(地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上を図る上でやむを得ない」とする。

第六十八条の五の六第一号イ中「規定する施設」の下に、「地域歴史的風致法第三十一条第二項第四号に規定する地区施設」を加える。

項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合

第八十八条第二項中「第六十八条の三第
から第八項まで」と「第六一八条の三第六項

第九項まで」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第六条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五条の二十一第一項中「同項後段

の下に「都道府県知事に」を、「とあるのは、「

9 歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区整備計画が定められてい

地区整備計画又は沿道地区整備計画」に改め

第一百十五条の二十一第一項中「同項後段中」の下に「都道府県知事に」を、「とあるのは、「

掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までこ掲げる場合こ

該当する場合を除く。)

第六十五条の四第一項第七号中「第十二条の

四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三

十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人(政令で定めるものに限る。以

下この号において同じ。)が同法第十二条第

一項に規定する認定重点区域における同法

第八条に規定する認定歴史的風致維持向上

計画に記載された公共施設又は公用施設の

整備に関する事業(当該事業が当該歴史的

風致維持向上支援法人により行われるもの

である場合には、地方公共団体の管理の下

に行われるものに限る。)の用に供するため

に、当該認定重点区域内にある土地等が、

これらの者に買い取られる場合(第六十四

条第一項第一号若しくは第三号の六、第六

十五条第一項第一号若しくは前条第一項第

一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第

四号若しくは第七号から前号までに掲げる

場合に該当する場合を除く。)

(都市計画法の一部改正)

第八条 都市計画法の一部を次のように改正す

る。

第十二条の四第一項中第四号を第五号とし、

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を

加える。

三 地域における歴史的風致の維持及び向上

に関する法律(平成二十年法律第 号)

第三十一条第一項の規定による歴史的風致

維持向上地区計画

第十二条の十三中「防災街区整備地区計画」の

下に、「歴史的風致維持向上地区計画」を加え

る。

第十三条第一項中第十八号を第十九号とし、

第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号

とし、第十五号の次に一号を加える。

十六 歴史的風致維持向上地区計画は、地域

におけるその固有の歴史及び伝統を反映し

た人々の活動とその活動が行われる歴史上

価値の高い建造物及びその周辺の市街地と

が一体となつて形成してきた良好な市街地

の環境の維持及び向上並びに土地の合理的

かつ健全な利用が図られるよう定めるこ

と。

第十三条第四項中「防災街区整備地区計画」の

下に、「歴史的風致維持向上地区計画」を加え

る。

第十四条第二項中第十三号を第十四号とし、

第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の

一号を加える。

十二 歴史的風致維持向上地区計画の区域

(歴史的風致維持向上地区計画の区域の一

部について地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第三項第

三号に規定する土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(同条第二項第四号)の規定による歴史的風致維持向上

計画をいう。第三十九条第一項において同じ。)に

おいて、現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致(同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。)の維持及び向

上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定めら

れている区域(同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。)を加え、同条第

三項中「確保」の下に「(第一項(歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。)の規

定に基づく条例による制限にあつては、歴史的

風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確

保」)を加える。

第三十三条第一項第五号中「イから二まで」を

号」を「第十三条第一項第十九号」に改める。

「イからホまで」に改め、同号二を同号ホとし、

同号ハを同号二とし、同号口の次に次のように

加える。

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的

風致維持向上地区整備計画

(都市緑地法の一部改正)

第九条 都市緑地法の一部を次のように改正す

る。

第二十条第一項中「以下同じ。」を「第三十九

条第一項において同じ。」に、「以下同じ。」又

は「第三十九条第一項において同じ。」若しく

は「」に改め、「定められている区域」の下に「又は

歴史的風致維持向上地区整備計画(地域におけ

る歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平

成二十年法律第 号)第三十一条第二項第

る。

第十七条第三項第三号中「第十二条の四第一項

第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め

官 報 (号 外)

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二条第三

十三号」を「第二条第三十五号」に改める。

を図るための特別措置に関する法律(平成八

年法律第八十五号)第七条

二　密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律(平成九年法律第四十九号)第一百

十六條第一項

(都市再生特別措置法の一部改正)

十三条 都市再生特別措置法(平成十四年法律)

第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第一項中第六号を第七号と

し、第五号の次に次の二号を加える。

六 地域における歴史的風致の維持及び向上

に関する法律(平成二十年法律第 号)

第三十四条第一項の規定により当該市町村

第三回第一項の規定により当該「歴史的風致維持向上支援法」の長が指定した歴史的風致維持向上支援法

の長が指定した歴史的風致緑地向上支援法

(景観法の一部改正)

十四条 景観法の一部を次のように改正する。

第十四条 景観法の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「昭和三十二年法律第六十一号」を「(昭和三十二年法律第六十一号)」に改

号)」を「(昭和三十二年法律第百六十一号)」に改

第十六条第七項第十号中「規定する地区整備計画をいう。以下」を「規定する地区整備計画を

「話画をいふ」以下を規定する地区整備計画を

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」といいう。）の維持及び向上に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないこと。

2 市町村は、1の基本方針に基づき、重点区域（重要文化財、重要有形民俗文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であつて、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する）とが特に必要であると認められる土地の区

二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（一）第七十六条第一項において「に、「特定建築物整備計画をいう。第七十六条第一項において「に、「同項第三号」を「同法第三十二条第二項第三号」に、「以下同じ。」、沿道地区整備計画」を「第七十六条第一項において同じ。」、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十一年法律第二号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画）を「第七十六条第一項において同じ。」、沿道地区整備計画」に、「以下同じ。」又は「第七十六条第一項において同じ。」又は「第七十六条第一項において同じ。」が「が」に改める。

（二）第七十六条第一項中「防災街区整備地区整備計画」の下に「歴史的風致維持向上地区整備計画」を加える。

（三）理由

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等の措置を講じるための関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」といいう。）の維持及び向上に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないこと。

2 市町村は、1の基本方針に基づき、重点区域（重要文化財、重要有形民俗文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であつて、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する）とが特に必要であると認められる土地の区

域)の位置及び区域等を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

3 主務大臣は、認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすること。

4 市町村長は、重点区域内の歴史的な建造物であつて、現に当該重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

5 市町村長は、歴史的風致形成建造物の増築、改築等に係る届出があつた場合において、その行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

6 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物等のうち歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の整備及び区域内の市街地の保全を総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めること

官報(号外)

7 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。

と。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による歴史的風致維持向上基準方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十年度一般会計予算において、歴史的環境形成総合支援事業に係る経費七億三千万円が計上されており、また、都市公園事業に係る経費七百二億八千五百万円、まちづくり交付金に係る経費二千五百十億円、都市交通システム整備事業に係る経費二十三億五千万円、都市再生区画整理事業に係る経費三十六億三千百万円、景観形成総合支援事業に係る経費二億円、まちづくり計画策定担い手支援事業に係る経費

二億円、街なみ環境整備事業に係る経費二十五億円の中にそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成二十年四月二十二日

国土交通委員長 竹本 直一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

二 地域資源を有効に活用した個性あふれるまちづくりを推進する観点から、歴史的風致の維持及び向上を図ることの意義が幅広く理解されるよう、地方公共団体、関係団体、国民等に対する普及啓発、情報発信に努めること。

六 歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に不適切な負担が課されることのないよう、また、必要な情報提供、財政的支援等が講じられるよう十分配慮すること。また、所有者等が建造物の管理・修理に関する技術的指導を必要とする場合には、地方公共団体との連携協力のもと、適切に対応すること。

三 古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携が図られるよう十分に留意すること。

七 歴史的風致の維持・向上と併せて、歴史的な建築物に係る優れた知識と技能・技術、伝統的な祭りや民俗芸能等の保存・継承が推進されるよう、必要な措置に努めること。

八 地域における民間又は市民による自主的な取組を促進する観点から、歴史的風致維持向上支援法人の指定及びその活動が促進されるよう、市町村に対しても必要な助言、支援等に努めること。

四 市町村の作成した歴史的風致維持向上計画を認定するに当たっては、市町村の自主性や計画

の特性を損なうことがないよう十分に留意すること。また、市町村が国に対して行う認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。

五 歴史的風致の維持及び向上を図るべき地域を抱える市町村の実情に配慮し、都道府県との連携協力の下、細やかで適切な情報提供、助言指導、相談対応等を行うよう努めること。

官 報 (号 外)

平成二十年四月二十二日 衆議院会議録第二十三号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所	二 東京市 獨 番四都港五 行政 法人 國立 人印刷局 門四 二五 二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	(本体 1110円 一部 110円)